令和 5 年度税制改正要望事項 (新設·拡充·延長)

(農林水産省経営局協同組織課)

項目	名	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延 長
税	目	法人税(租税特別措置法第68条の5)
要	の普及	年金等(確定拠出年金、確定給付企業年金及び勤労者財産形成給付金) 及び運営の安定を図るため、これらの積立金に対する特別法人税の撤廃 。また、特別法人税の撤廃に至るまで、課税停止の延長を行う。
望		
Ø		
内		平年度の減収見込額 ー 百万円
		(制度自体の減収額) (一 百万円)
容		(改正増減収額) (百万円)
4	(1) 政策	策目的
新		業年金等は、公的年金と相まって高齢期の所得確保を図るための制度で
設		、事業者やその従業員の自主的な努力を支援するものである。 子高齢化が進展し、高齢期の生活が多様化している状況において、農業
•	関係	者等の高齢期の所得保障を充実させ、生活の安定を図るためには、企業
拡		等の普及及び運営の安定を図る必要がある。
充	特別沒	のため、平成 11 年度から課税凍結中(令和 4 年度末が課税凍結期限)の 法人税を撤廃し、又は撤廃に至るまで課税停止措置を延長し、企業年金
又	等の	普及及び運営の安定を図るものである。
は	(2) 施領	策の必要性
延	企	業年金等に関する税制は、掛金拠出時は非課税、資産運用時は積立金に
長		法人税課税(課税凍結中)、給付時は課税(退職所得控除等の対象)と ている。
を	そ	うした中で、特別法人税が課税された場合、あらかじめ備える積立金が
必		するとともに、運用結果が赤字の場合にも課税されるため、さらに企業 財政状況の悪化を招く可能性があるなど、年金資産の運用に著しい影響
要	があ	ることから、企業年金等の運営に大きな阻害要因となる。
٤		のため、特別法人税課税を撤廃し、又は撤廃に至るまで課税停止措置を し、企業年金等の健全な育成及び適正な運営を図る必要がある。
す		
る		
理		
曲		

今回の要望(租税特別措	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、 農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増 進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向 上と国民経済の健全な発展を図る。[中目標] 2 農業の持続的な発展 [政策分野] ⑥ 担い手の育成・確保等と農業経営の安定化
		政 策 の 達成目標	少子高齢化が進展し、高齢期の生活が多様化している状況に おいて、農業関係者等の高齢期の所得保障を充実させ、生活の 安定向上を図るためには、公的年金を補完する企業年金等の自 主的な努力を促すことが重要であり、今後とも企業年金等の普 及及び運営の安定を図っていく。
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	恒久措置を要望
		同上の期間 中の達成 目 標	少子高齢化が進展し、高齢期の生活が多様化している状況に おいて、農業関係者等の高齢期の所得保障を充実させ、生活の 安定向上を図るためには、公的年金を補完する企業年金等の自 主的な努力を促すことが重要であり、今後とも企業年金等の普 及及び運営の安定を図っていく。
置)		政策目標の 達 成 状 況	_
に関連する	有効	要 望 の 措 置 の 適用見込み	農業協同組合連合会と企業年金等業務に係る契約を締結している 381 法人(令和4年度期首)及び企業年金の加入者(84千人(同))に影響がある。 なお、確定拠出年金、確定給付企業年金及び勤労者財産形成給付金に係る生命共済の業務を行う機関(農業協同組合連合会)に適用される。
項	性	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	企業年金等の積立金が確保され、安定した運営が図られることにより、農業関係者等の生活の安定向上が図られる。
	相	当該要望項 目以外の税 制上の措置	企業年金等については、掛金等の拠出時及び給付時等におい て、税制上の所要の措置が講じられている。
	性	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	_

	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	
	要望の措置 の 妥 当 性	公的年金の上乗せ年金である企業年金等の普及及び運営が安 定することにより、農業関係者等の高齢期の所得保障の充実が 図られるとともに、生活の安定向上が図られる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関	租税特別 措 置 の 適用実績	
	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	
	前回要望時 の達成目標	_
関連する事項	前回要望時からの選問を表現では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	
これまでの 要 望 経 緯		平成 11 年度、平成 13 年度、平成 15 年度、平成 17 年度、平成 20 年度、平成 23 年度、平成 26 年度、平成 29 年度及び令和 2 年度税制改正要望において、特別法人税撤廃を要望し、平成 11 年度、平成 13 年度、平成 15 年度、平成 17 年度、平成 20 年度、平成 23 年度、平成 26 年度、平成 29 年度及び令和 2 年度において、課税停止が延長されている。